

第68回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

2019年6月21日(金)

午前10時(受付開始午前9時30分)

<場所>

東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

目次

第68回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(提供書面)	
事業報告	38
連結計算書類	67
計算書類	70
連結計算書類に係る会計監査報告	73
計算書類に係る会計監査報告	74
監査役会の監査報告	75

議決権行使に関するお願い

当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

以下をご参照いただき、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

C

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（2頁）をご参照のうえ、パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日
- に到着した場合はインターネットを有効とします。また、パソコンやスマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

証券コード 7867
2019年5月29日

株 主 各 位

東京都葛飾区立石七丁目9番10号
株式会社 タカラトミー
代表取締役社長 小 島 一 洋

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日(木曜日)営業時間終了の時(午後5時30分)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2019年6月21日(金曜日) 午前10時
 2. 場 所 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)継続の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
2. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
3. 株主ではない代理人及び同僚の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。
4. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。また、当日お子様が遊ばれるコーナー等がございますのでご了承願います。
5. 当日は節電のため軽装(クールビズ)にて対応させていただきますのでご了承願いますようお願い申し上げます。また株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

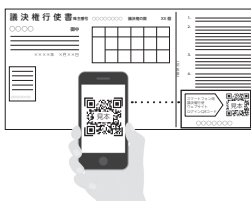
6. 株主総会招集ご通知提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知提供書面及び上記書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト <https://www.takaratomy.co.jp>
7. 本総会会場で使用する電力は風力発電によるグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行っております。
8. 本招集通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

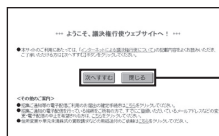
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ移行出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績および配当性向などを勘案したうえ配当金額を決定していく方針です。

また、当社は2019年2月2日に創立95周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えする為、普通配当7円に記念配当10円を加え、当期の期末配当は1株につき17円とさせていただきますと存じます。

なお、すでに中間配当として1株につき7円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき24円となります。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円

(普通配当7円、創立95周年記念配当10円)

配当総額 1,619,069,409円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

第2号議案 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2016年6月24日に開催されました当社第65回定時株主総会において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株式の大規模買付行為等に関する具体的な対応方針（以下、「旧対応方針」といいます）について2019年6月21日開催予定の当社第68回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）の終結時を期限として継続する旨の決議をしております。

当社は、かねてより旧対応方針の継続について検討を進めてまいりましたが、2019年5月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会にて株主の皆様のご承認が得られることを条件に、旧対応方針を一部変更の上継続すること（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます）を出席取締役全員の賛成により決定いたしました。なお、上記取締役会には、社外監査役3名を含む全監査役が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本対応方針の、旧対応方針からの主要な変更点は、以下の通りです。

項目	旧対応方針	本対応方針
特別委員会の構成 (3(1)、9(4)、別紙2の2、別紙3)	社外取締役及び社外監査役の中から選定	独立役員として届け出た社外取締役の中から選定
対象買付者に要求する情報 (4(2))	「その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報」を含む	「その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報」を削除
特別委員会による評価期間 (4(4)、別紙2の6④)	原則60営業日 但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は特別委員会の決議により原則30営業日を上限に延長可能	90日 但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は特別委員会の決議により30日を上限に延長可能
本対応方針の変更 (8)	取締役会は、株主総会決議の趣旨に反しない限度で、特別委員会の承認を得た上で、本対応方針を見直し、又は変更する場合がある	取締役会は、法令若しくは金融商品取引所の規則の新設若しくは改廃に伴い本対応方針の条項に修正を加えることが適切である場合、又は内容の実質的変更を伴わない本対応方針の形式的な文言修正が必要な場合は、当社取締役会の決議により、必要最小限の範囲で本対応方針の文言を修正することができる

つきましては、株主の皆様にも、当社定款第18条第1項の規定に基づき、本対応方針の継続について、ご承認をいただくことをお願いするものであります。

当社株式の大規模買付行為等への対応方針（本対応方針）

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定される「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」）

（本対応方針にかかる当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は、旧対応方針における基本方針の内容から実質的な変更はありませんが、その概要については、第68回定時株主総会招集ご通知提供書面62頁から66頁をご参照下さい）

2 本対応方針継続の目的

一般に、上場する株式会社においては、その株主が保有する株式を売買することは各株主の意思に基づき行われるものであり、この理は、支配権の移転を伴う買収提案についても当てはまるものであるため、かかる買収提案に応じるか否かの判断も最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきであると考えております。しかし、大規模な買付行為の対象となる会社の取締役会の意向を無視して行われる、いわゆる敵対的買収の中には、その目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、企業価値を毀損し、株主共同の利益に反するおそれのあるものも少なくありません。そこで、当社といたしましては、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主の皆様共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であると考え、本対応方針を継続することといたしました。本対応方針は、上記1記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの1つとして継続するものであります。

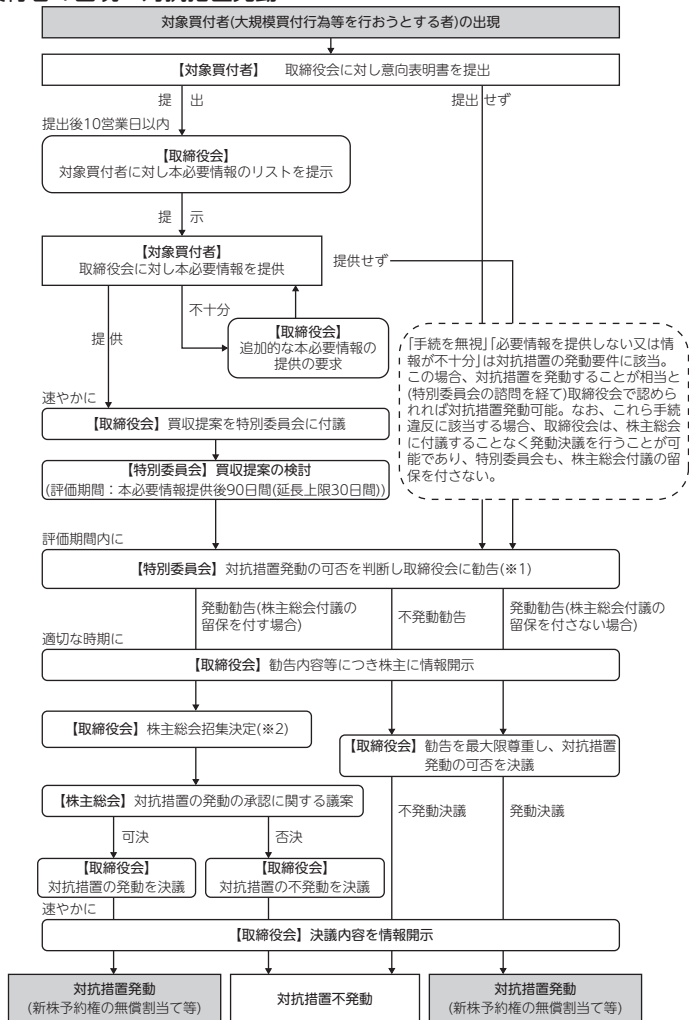
なお、現時点において、当社株券等（その内容については下記4(1)ご参照）について、第三者からの大規模買付行為等（その内容については下記4(1)ご参照。以下同じとします）の具体的提案を受けている事実はありません。

また、2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）のとおりです。

3 本対応方針の概要

本対応方針の詳細は以下に記載するとおりですが、手続のおおまかな流れは次頁のフローチャートのとおりです。

手続きの流れ 対象買付者の出現～対抗措置発動



※1 特別委員会は、評価期間内に取締役会に一定の情報提供の要求ができる。

※2 株主総会の開催が著しく困難な場合を除く。

なお、本フローチャートは本対応方針の概略をフローチャートで示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置など、法令上取締役会が元来有している権限が行使される可能性があります。

(1) 特別委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動または不発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するため、当社が意向表明書（その内容については下記4(2)ご参照）を受領し、または対象買付者（その内容については下記(2)ご参照）が出現する可能性がある当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合、別に定める特別委員会規則（その概要は別紙2記載のとおりです）に従い、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置します。特別委員会は、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者により構成することといたします。具体的には、独立役員として届け出た当社社外取締役の中から選定することとし、その員数は3名以上といたします（なお、本対応方針の継続に関する当社取締役会の決定時点において予定されている特別委員の候補者については、別紙3に記載のとおりです）ご参照願います）。

(2) 手続の概要

本対応方針は、①本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者（大規模買付行為等を行おうとする者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含み、以下、「対象買付者」といいます）が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供しなければならないこと、②提供された情報等に基づき特別委員会が対抗措置（その内容については下記6ご参照。以下同じとします）の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、③当該勧告を受けて当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、対象買付者及びそのグループは大規模買付行為等を実施することができないこと、④対象買付者が本対応方針に定める手続を遵守しない場合、または、本対応方針に定める手続を遵守した場合であっても、一定の場合は当社取締役会が、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、また、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の判断に従い、大規模買付行為等に対し対抗措置を発動することを決議できること等をその内容としております。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の判断をする場合には、その決議に基づき、新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第277条以下）の方法によって、一定の日における全ての株主の皆様に対して割り当て（当該新株予約権の内容については下記6ご参照）、または、その他法令もしくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

(4) 本対応方針の継続手続

本対応方針の継続については、株主の皆様意思を反映するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

また、当社は、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するため、一定の場合には当社株主総会の承認決議を経るものとしております。

4 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」は、以下のとおりです（但し、当社取締役会が承認した行為を除きます）。

- ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）について、保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が20%以上となる買付けその他これに類似する行為またはその提案（以下、「買付け等」といいます）。
- イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。以下本項において同じ）について、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます）の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします）が20%以上となる当社の株券等の公開買付け。

(2) 対象買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、対象買付者に対し、当社取締役会が特に提出が不要と認めた場合を除き、大規模買付行為等の着手に先立ち、当社取締役会に対して、対象買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます）、及び、大規模買付行為等の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度等を含みます）、並びに、大規模買付行為等を行うに際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の意向表明書を提出していただきます。そのうえで、対象買付者に対し、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報（以下、「本必要情報」といいます）を、当社取締役会が合理的であると判断する期限までに、当社取締役会に対し提供していただきます。但し、対象買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者及びそのグループの概要並びに大規模買付行為等の目的、方法及び内容によって異なり得ますので、当社取締役会は、対象買付者による上記意向表明書の提出後10営業日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいうものとします）以内に、本必要情報のリストを策定し、対象買付者に対し提示することとします。

当社取締役会は、対象買付者から意向表明書を受領した場合、速やかに当該意向表明書の内容その他の事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

なお、本必要情報の内容は、以下の項目からなるものとします。

- ア 対象買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容（当社の事業と同種の事業についての経

験、業績等に関する情報を含みます)、経歴、沿革、企業統治(ガバナンス)システム、内部統制システム、社会的責任(CSR)への取組状況、反社会的勢力等との関連性、資本構成、財務内容(対象買付者が個人である場合、その年齢及び国籍、主たる職業(当該個人が経営、運営または勤務している会社その他の団体の名称、主要な事業、住所、経営、運営並びに勤務の始期及び終期)等)、過去の法令違反行為の有無及びその内容、係争中の法的手続の有無及びその内容等)

- イ 大規模買付行為等の目的、方法及び内容(大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する方法の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます)
- ウ 重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に規定する「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします)を行うことを大規模買付行為等の目的とする場合、または大規模買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性、時期、条件等に関する情報
- エ 大規模買付行為等の対価の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容及びその算定根拠等を含みます)
- オ 大規模買付行為等の資金の裏付け(大規模買付行為等の資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます)
- カ 大規模買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡(当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます)の有無(意思連絡がある場合にはその目的及び内容、並びに当該第三者の概要)
- キ 対象買付者による従前の当社株式の取得その他の取引の状況
- ク 対象買付者が既に保有する当社株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保契約等」といいます)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている当社株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ケ 対象買付者が大規模買付行為等において取得を予定している当社株式に関して担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- コ 大規模買付行為等に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます)
- サ 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、議決権の行使方針、役員候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)等
- シ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

ス 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反を回避する
具体的方策

セ 大規模買付行為等の後における投下資本の回収方針

ソ 大規模買付行為等の後において当社株式が上場廃止となる見込みがある場合
には、その旨及び理由

当社取締役会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認めた場合には、合理的な期限を定めた上で、対象買付者に対し追加的に情報提供を求めます。この場合、対象買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的に提供していただきます。当社取締役会が、対象買付者に対し追加的に情報提供を求めたにもかかわらず、対象買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わない場合であっても、買収提案を特別委員会に付議する場合があります。

なお、意向表明書及び本必要情報（追加情報を含みます）における使用言語は日本語に限るものとします。

(3) 取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書及び本必要情報の提供がなされた場合、特別委員会
は、当社取締役会に対しても、企図されている大規模買付行為等の内容に対する
意見及びその根拠資料、代替案、その他特別委員会が必要と認める情報・資料等
を、その作成のために合理的に必要と特別委員会が認める期間内（但し、本評価
期間（その内容については下記(4)ご参照）内に限るものとします）に提供するよ
う要求することがあります。

(4) 特別委員会による検討・評価等

当社取締役会は本必要情報の全てが記載された大規模買付行為等に関する書面
による提案（以下、「買収提案」といいます）を受領した場合、上記(3)にいう情
報提供の要求を特別委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速や
かに特別委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の
後、速やかに、当該付議の事実について、株主の皆様に対して情報開示を行いま
す。特別委員会は、当該買収提案を検討し、当社取締役会が買収提案を受領した
時から起算して、最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、
特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができるものとしま
す。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、速やかに、当該延長の理
由及びその期間について、株主の皆様に対して情報開示を行います。以下、当該
期間を「本評価期間」といいます）以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置
を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。特別
委員会の判断が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に資するようにな
されることを確保するため、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用
で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コ
ンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとしま
す。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・
向上という観点から大規模買付行為等の内容を改善させるために、必要と認める
ときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、特別委員会はかかる協議・
交渉等の経緯及び結果も踏まえて上記検討を行います。

(5) 特別委員会による勧告

特別委員会は、本評価期間（特別委員会の決議により延長された場合は、その延長された期間も含みます）の期間内に、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います。

ア 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案が付議された場合には当該買収提案を検討した上で、対象買付者による大規模買付行為等が下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断した場合は、本評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。なお、特別委員会は、下記5に定める(ウ)の要件に基づき対抗措置を発動するか否かが問題となっている場合には、予め対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができるものとします。

イ 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれにも該当しないと判断した場合、または、これに該当しても対抗措置を発動することが相当でないとして判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、当該勧告後においても、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、その結果下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。

ウ 対抗措置の発動の中止等の勧告

特別委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等がなされなかった場合、または、判断の前提となった事実関係に変動が生じもしくは当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれにも該当しないと判断した場合、もしくはこれに該当しても対抗措置を発動することが相当でないとして判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

(6) 情報の開示

当社取締役会は、特別委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容及びその判断の理由の概要、並びに、当社取締役会または特別委員会が開示することが適切であると判断した事項について、当社取締役会または特別委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行うものとします。

(7) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を速やかに行います。

なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。対抗措置の発動に関する当社株主総会の決議は、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。当社取締役会は、当該株主総会において当該議案が可決された場合、対抗措置の発動に関する決議を行い、当該株主総会において当該議案が否決され

た場合、対抗措置の不発動に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

対象買付者及びそのグループは、当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為等を実施することができないものとします。

5 対抗措置の発動要件

当社は対象買付者による大規模買付行為等が下記のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合、上記4(7)に記載される当社取締役会の決議により、下記6に定める本新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うものとします。なお、下記要件に該当し本新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことが相当か否かの判断にあたっては必ず特別委員会の判断を経ることになり、さらに、下記(ウ)の要件に基づき対抗措置を発動するか否かが問題となっている場合については、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができ、かかる留保が付された場合には、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、当社株主総会の判断を経ることになります。

- (ア) 対象買付者が、本対応方針に定める手続を遵守せず大規模買付行為等に着手した場合
- (イ) 対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合であってもこれが不十分である場合
- (ウ) 買取提案の内容が、以下の要件のいずれかに該当する場合
 - (a) 次に掲げる、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合
 - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
 - ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
 - ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
 - ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
 - (b) 二段階買収（最初の買付けで全株式の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）など、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合

- (c) 買収提案の条件（買付け等の対価の価額・種類、当該価額の算定根拠、買付け等の時期、買付け等の上限、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます）が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に照らし不十分または不適當であると合理的に判断される場合
- (d) 遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために、「健全な子供文化の育成」という使命を実践するための永年に亘る努力により構築された当社のコーポレートブランド「タカラトミー」の価値及び当社の企業価値の更なる増大を実現するために必要不可欠な、当社及び当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者との人的ネットワーク等を破壊し、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

6 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、特別委員会から対抗措置の発動に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、また特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、当社株主総会の判断に従い、当社取締役会の決議により、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の無償割当て（会社法第277条以下）その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うか否かを判断いたします。

なお、本新株予約権の概要については、別紙4をご参照下さい。

7 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2019年3月期（2018年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時から2022年3月期（2021年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者または当社の支配株式（株券等保有割合が20%以上となる数量の株券等をいいます）の取得を企図する者であって当社取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。

8 本対応方針の廃止及び変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、法令若しくは金融商品取引所の規則の新設若しくは改廃に伴い本対応方針の条項に修正を加えることが適切である場合、または内容の実質的変更を伴わない本対応方針の形式的な文言修正が必要な場合は、当社取締役会の決議により、必要最小限の範囲で本対応方針の文言を修正することができます。

9 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮し、本対応方針は、上記1の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の充分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するものです。さらに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(2) 株主意思の反映（導入決議とサンセット条項）

本対応方針は、上記2「本対応方針継続の目的」及び上記3(4)「本対応方針の継続手続」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記7「本対応方針の有効期間」に記載のとおり、2022年3月期（2021年度）に関する定時株主総会の終結の時までの3年間としております。また、当社取締役の任期は定款上1年ですので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、上記8「本対応方針の廃止及び変更」に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能とされており、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記8「本対応方針の廃止及び変更」に記載のとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は定款上1年と定められており、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

上記3(1)「特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除し、本対応方針が株主の皆様のために、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の維持・向上に資する目的のもと適正に運用されることを目的として、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者によって構成される特別委員会を設置することとされており、具体的には、特別委員会

は独立役員として届け出た社外取締役により構成されます。また、当社取締役会は、特別委員会の客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとされております。

さらに、特別委員会は、その客観的かつ公正な判断を担保するため、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができることとされております。

このように、特別委員会は、当社取締役会が恣意的に本対応方針の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記5「対抗措置の発動要件」及び上記6「対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記4(4)「特別委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現すると、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

10 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)イに定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が下記(3)ウに定める本新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)イの手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、または本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の

希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続
ア 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられ、かかる株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

- イ 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び、株主の皆様ご自身が別紙4Ⅱ(4)（本新株予約権の行使条件）アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、発行される株式1株当たり金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個当たり原則として1株（但し、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数）の当社普通株式が発行されます。

- ウ 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知しまたはこれに代えてその旨の公告を行った上で、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する手続を取ったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙4Ⅱ(4)アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

大株主の状況

(2019年3月31日現在)

氏名または名称	住 所	所 有 数 (千株)	株に所割合 発行済株式 総数に対する 割合 (%)
司 不 動 産 株 式 会 社	栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち 2-21-18	7,565	7.86
日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 (信 託 口)	東京都港区浜松町 2-11-3	4,674	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	4,190	4.35
富 山 幹 太 郎	東京都葛飾区	2,707	2.81
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385576 (常 任 代 理 人 關 み ず ほ 銀 行 決 済 営 業 部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	2,032	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海 1-8-11	1,642	1.71
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティ バ ン ク、エヌ・エイ 東 京 支 店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,627	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海 1-8-11	1,539	1.6
J.P.MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 決 済 営 業 部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,444	1.5
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人モルガン・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1-9-7大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	1,347	1.4
計	—	28,771	29.88

(注) 当社は自己株式1,051千株 (所有株式数割合1.09%) を保有しております。

特別委員会規則の概要

- 1 特別委員会は、当社が対象買付者から意向表明書を受領し、または対象買付者が出現する可能性がある当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合に、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 特別委員会は、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者により構成する。具体的には、独立役員として届け出た当社社外取締役の中から選定する。特別委員会の委員（以下、「特別委員」という）の員数は3名以上とする。当社取締役会が上記1により特別委員会を設置する場合、当社取締役会は、速やかに特別委員を選任する。
- 3 特別委員の任期は、原則として、当社取締役会の決議により特別委員会が設置されてから、当社取締役会の決議により特別委員会が廃止されるまでの期間とする。但し、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または③特別委員が当社社外取締役の地位を喪失した場合には、当該特別委員の任期は終了する。
- 4 特別委員会の決議は、原則として、議決に加わることのできる特別委員の全員が出席し、その過半数をもって行うものとする。但し、特別委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、特別委員会の決議は、議決に加わることのできる特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる。
- 5 特別委員会は、その決議により、以下に掲げる事項について決定し、その決定内容を、理由を付して、当社取締役会に対して勧告する。
 - ① 対象買付者による大規模買付行為等に対する対抗措置の発動（当該発動に関して株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付する場合を含む）または不発動
 - ② 対象買付者による大規模買付行為等に対する対抗措置の発動の中止等
- 6 特別委員会は、以下に掲げる事項を行うことができる。
 - ① 対象買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しているか否かを検討し、当社取締役会に対して助言または提言すること
 - ② 対象買付者から本必要情報として提出された情報が、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するために必要な情報として十分か否かを検討し、当社取締役会に対して助言または提言すること
 - ③ 当社取締役会から提供された大規模買付行為等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他の情報を評価及び検討すること
 - ④ 本評価期間の延長が合理的に必要と認められるか否かを検討し、必要と認める場合にその決議により本評価期間を30日を上限として延長すること
 - ⑤ その他本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項
- 7 特別委員会は、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会がその勧告を行うために必要と考える事項に関して説明を求めることができる。また、必要と判断する場合、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。

特別委員会委員の候補者及びその略歴

特別委員会は、当社が意向表明書を受領し、または対象買付者が出現する可能性があるとして当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合に、臨時に設置されるものでありますが、ご参考までに、本対応方針の継続に関する当社取締役会の決定時点において予定されている特別委員会委員の候補者は、以下の4名となります。

宮城 覚映 (みやぎ かくえい)

1945年6月4日生まれ

当社社外取締役

(略歴)

- 1997年6月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役秘書室長
- 2001年6月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員東京第三法人営業本部長
- 2002年6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング（現株式会社陽栄）取締役副社長
- 2004年6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング（現株式会社陽栄）代表取締役社長
- 2008年6月 三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社）社外監査役
- 2009年6月 当社社外取締役（現任）

※宮城覚映氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏と当社の間には取引関係がございません。

水戸 重之 (みと しげゆき)
1957年5月9日生まれ
TMI総合法律事務所パートナー弁護士
当社社外取締役
(略歴)

- 1989年4月 第一東京弁護士会弁護士登録
- 1990年10月 TMI総合法律事務所の創設に参画
- 1999年4月 同事務所パートナー弁護士(現任)
- 2002年6月 株式会社タカラ社外監査役
- 2002年12月 株式会社ティー・ワイ・オー社外監査役
- 2006年3月 当社社外監査役
- 2006年4月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院)講師(現任)
- 2006年5月 株式会社ブロッコリー社外監査役(現任)
- 2010年1月 株式会社湘南ベルマーレ取締役(現任)
- 2013年12月 筑波大学ビジネス科学研究科(企業法学専攻)講師(現任)
- 2015年6月 当社社外取締役(現任)
- 2016年6月 吉本興業株式会社社外取締役(現任)
- 2016年6月 日本コロムビア株式会社社外監査役
- 2018年4月 武蔵野大学法学研究科客員教授(現任)
- 2018年6月 株式会社フェイス社外取締役(現任)

※水戸重之氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏個人と当社の間には取引関係がございません。

※当社は、同氏が所属するTMI総合法律事務所との間に法律業務を委託する取引関係がありそれに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬支払額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、また、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満です。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

三村 まり子（みむら まりこ）
1957年3月22日生まれ
西村あさひ法律事務所オブカウンセル
当社社外取締役
（略歴）

- 1992年 4 月 ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所
- 1993年 9 月 高石法律事務所入所
- 1995年 4 月 西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
- 2005年 1 月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・
ジャパン株式会社）入社
- 2006年 6 月 同社執行役員
- 2010年 1 月 ノバルティスホールディングスジャパン株式会社取締役
- 2015年 7 月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役
- 2018年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2018 8 月 西村あさひ法律事務所入所、同事務所オブカウンセル（現任）

※三村まり子氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏個人と当社の間には取引関係がございません。

※当社は、同氏が所属する西村あさひ法律事務所との間に法律業務を委託する取引関係がありそれに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬支払額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、また、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満です。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

佐藤 文俊 (さとう ふみとし)

1954年2月16日生まれ

一般社団法人東京科学機器協会監事

当社社外取締役候補 (2019年6月21日開催予定の当社第68回定時株主総会にて当社社外取締役に選任予定)

(略歴)

1976年4月 日本銀行入行

1998年4月 同行青森支店長

2001年5月 同行福岡支店長

2004年4月 株式会社堀場製作所入社常務執行役員

2005年6月 同社常務取締役

2017年3月 同社顧問

2018年5月 一般社団法人東京科学機器協会監事 (現任)

※佐藤文俊氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役として選任予定であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

同氏と当社の間には取引関係がございません。

本新株予約権の概要

I 本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容及び数

下記Ⅱ記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において、当社取締役会が定める一定の期日（以下、「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株に対し本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

Ⅱ 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は原則として1株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から3か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。

(4) 本新株予約権の行使条件

ア ① 特定大量保有者、② ①の共同保有者、③ 特定大量買付者、④ ③の特別関係者、もしくは、⑤ 上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥ 上記①ないし⑤に該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

(ア) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。

(イ) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含み

- ます（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます）。
- (ウ) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいいます）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項に規定する「公開買付者」をいいます）の特別関係者（その内容については下記(エ)ご参照）の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします）が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます）をいいます。
 - (エ) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます）をいいます。
 - (オ) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めたと者、または、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます）をいいます。
- イ 上記アにかかわらず、下記(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (ア) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます）
 - (イ) 当社を支配する意図がなく上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたと者であって、かつ、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記ア①の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたと者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます）
 - (エ) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者（但し、上記ア①ないし⑥に該当すると当社取締役会が認めたと者についても、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反しないと認めることができる場合）に限り、当社取締役会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします

- ウ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます）が本新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む）の充足、または(iii)その双方（以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます）が必要とされる場合（当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することを要する場合があります）には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されていると当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとします。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行または充足する義務は負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができません。
- エ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (7) 本新株予約権の取得条項
ア 当社は、当社取締役会が定める日（以下、「取得日」といいます）が到来することをもって、取得日の前日までに未行使の本新株予約権（但し、上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます）の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。
また、取得日の経過後に上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が未行使の本新株予約権を有すると当社取締役会が認める場合には、取得日より後の当社取締役会が定める日（以下、「再取得日」といいます）が到来することをもって、当該新株予約権者の有する本新株予約権のうち再取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものと、その後も同様とします。
- イ 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。
- (8) 新株予約権証券の不発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。

(9) その他の事項

上記に定めるほか本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。

(10) 法令の改正等による修正

上記各項で引用する法令の規定は、2019年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または修正するものとします。

第3号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役7名全員は、2018年6月27日開催の当社定時株主総会において選任いただき、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	とみやま かんたろう 富山 幹太郎 (1954年1月22日生) 再任	1982年7月 当社入社 1983年5月 当社取締役 1985年5月 当社取締役副社長 1986年12月 当社代表取締役社長 2000年6月 当社代表取締役社長、CEO 2015年6月 当社代表取締役会長 2017年6月 当社代表取締役会長、CEO (現任)	2,707,855株
【取締役候補者とする理由】 長年にわたる代表取締役としての豊富な経験に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行することができると判断し、選任をお願いするものであります。			
2	こじま かず ひろ 小島 一洋 (1961年1月4日生) 再任	1983年4月 三菱商事株式会社入社 2008年4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員 2009年6月 当社社外取締役 2012年4月 当社取締役常務執行役員連結戦略局副局長 2012年6月 当社常務取締役連結戦略局副局長 2013年4月 当社常務取締役連結管理本部副本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員、CFO、連結管理本部長、内部統制・監査部担当 2014年10月 当社取締役常務執行役員、CFO、連結管理本部長 2017年4月 当社取締役専務執行役員、CFO、連結管理本部長 2017年6月 当社代表取締役副社長、COO、CFO 2018年1月 当社代表取締役社長、COO (現任)	116,701株
【取締役候補者とする理由】 国内投資ファンド経営者、当社経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上のため連結管理体制の整備、財務基盤の強化、人事戦略を推進してまいりました。引き続きその高い専門性と経験を基に、当社グループの経営全般を牽引することができると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	こうの す たかし 鴻 崇 (1958年1月14日生) 再任	1976年4月 当社入社 1997年10月 当社エンターテイメント事業本部事業部長 2012年4月 株式会社タカラトミーアーツ代表取締役社長 2013年4月 当社常務執行役員キャラクター事業本部長 2014年4月 当社常務執行役員国内事業統括本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員国内事業統括本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長 2017年4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長 2017年6月 当社専務取締役事業統括本部長 2018年6月 当社取締役副社長事業統括管掌(現任)	36,889株
【取締役候補者とする理由】 玩具事業、玩具周辺事業の業務執行経験が豊富であり、子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のため中核玩具事業の強化、玩具周辺事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に生かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。			
4	みや ぎ かく えい 宮 城 覚 映 (1945年6月4日生) 再任 社外取締役 独立役員	1997年6月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行) 取締役秘書室長 2001年6月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員東京第三法人営業本部長 2002年6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング(現株式会社陽栄) 取締役副社長 2004年6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング(現株式会社陽栄) 代表取締役社長 2008年6月 三井鉱山株式会社(現日本コークス工業株式会社) 社外監査役 2009年6月 当社社外取締役(現任)	32,560株
【社外取締役候補者とする理由】 金融機関等経営者としての豊富な知識・経験等を生かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終了の時をもって10年となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	水 戸 重 之 (1957年5月9日生) 再任 社外取締役 独立役員	<p>1989年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 1990年10月 TMI総合法律事務所の創設に参画 1999年4月 同事務所パートナー弁護士(現任) 2002年6月 株式会社タカラ社外監査役 2002年12月 株式会社ティー・ワイ・オー社外監査役 2006年3月 当社社外監査役 2006年4月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院)講師(現任) 2006年5月 株式会社ブロッコリー社外監査役(現任) 2010年1月 株式会社湘南ベルマーレ取締役(現任) 2013年12月 筑波大学ビジネス科学研究科(企業法学専攻)講師(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2016年6月 吉本興業株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 日本コロムビア株式会社社外監査役 2018年4月 武蔵野大学法学研究科客員教授(現任) 2018年6月 株式会社フェイス社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ブロッコリー社外監査役 株式会社湘南ベルマーレ取締役 吉本興業株式会社社外取締役 株式会社フェイス社外取締役</p>	10,687株
<p>【社外取締役候補者とする理由】 弁護士としての高い専門性及豊富な経験を生かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役または社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。</p>			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
6	み 村 まり子 (1957年3月22日生) 再 任 社外取締役 独立役員	1992年4月 ブラウン・守屋・帆足・窪田法律 事務所入所 1993年9月 高石法律事務所入所 1995年4月 西村真田法律事務所(現西村あさひ法律 事務所)入所 2005年1月 ジーイー横河メディカルシステム株 式会社(現GEヘルスケア・ジャパン 株式会社)入社 2006年6月 同社執行役員 2010年1月 ノバルティスホールディングジャパン 株式会社取締役 2015年7月 グラクソ・スミスクライン株式会社取 締役 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2018年8月 西村あさひ法律事務所入所、同事 務所オブカウンセル(現任) (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所オブカウンセル	0株
【社外取締役候補者とする理由】 弁護士及び企業経営者としての豊富な知識と経験を有し、コーポレート・ガバナンスの一 層の強化に生かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであ ります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年とな ります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	<p>さとう ふみとし 佐藤文俊 (1954年2月16日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>1976年4月 日本銀行入行 1998年4月 同行青森支店長 2001年5月 同行福岡支店長 2004年4月 株式会社堀場製作所入社常務執行役員 2005年6月 同社常務取締役 2017年3月 同社顧問 2018年5月 一般社団法人東京科学機器協会監事(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人東京科学機器協会監事</p>	2,000株
<p>【社外取締役候補者とする理由】</p> <p>企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な知識と経験を有し、リスクマネジメント体制の強化等にかかすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮城覚映氏、水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮城覚映氏、水戸重之氏、三村まり子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。水戸重之氏はTMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。三村まり子氏は西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。また、佐藤文俊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の責任限定契約等について
 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は宮城覚映氏、水戸重之氏、三村まり子との間で当該契約を締結しており、宮城覚映氏、水戸重之氏、三村まり子氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、佐藤文俊氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2019年3月31日現在のものであります。
6. 佐藤文俊氏は2019年6月25日付で、アズビル株式会社の社外監査役に就任する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名及び監査役4名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額114百万円（うち取締役分102百万円、監査役分12百万円）を支給することといたしたく存じます。

なお、取締役分のうち社外取締役3名に対する支給額は7百万円、監査役分のうち社外監査役3名で総額7百万円であります。

第5号議案 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対して新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額が時価を基準に決定される、通常型ストックオプション制度を導入しております。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限、金銭の払込みの要否及び内容

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みは、これを要しないこととする。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、当該金額が最

低必達株価である658円を下回る場合は、行使価額を658円とする。行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合にはその日、その他の場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、上記の算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記 i 及び ii に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- ③新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から2023年9月30日まで

- ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数

は、これを切り上げる。

- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

以下の i、ii、iii、iv または v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」

という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後の行使価額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑨新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(2019年3月期におけるハイライト)

- ・売上高は、国内の定番商品や今期市場投入した新規商品ラインなどの販売が好調に推移するとともに、「ベイブレードバースト」の海外向け輸出などが増加したものの、海外におけるキャラクター商品の販売が減少したことから、前期並みの176,853百万円（前期比0.3%減）となりました。
- ・利益面については、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに、過去最高益となりました。

営業利益は、売上高が前期並みに推移したことや、プロダクトミックスの改善による売上総利益の増加により、14,407百万円（前期比9.2%増）となりました。

経常利益は、営業利益の増加および為替差損が減少したことにより、14,303百万円（前期比15.2%増）を計上することができました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が増加したことにより、9,302百万円（前期比16.8%増）となりました。
- ・国内市場では、定番商品の「プラレール」においてテレビアニメ「新幹線変形ロボ シンカリオン」関連商品を本格展開し好調に販売が推移するとともに、「リカちゃん」では「アクアカールみさきちゃん」などのビューティーシリーズや着せ替えドレスの販売が伸長するなど、50周年企画を終えた今期も引き続き好評を博しました。また、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」は商品力を強化した効果もあり好調に販売が推移いたしました。さらに、昨年夏に発売した「L.O.L. サプライズ！」はその後シリーズ商品を拡大し、“サプライズトイ”の中心商品として人気を集めました。
- ・TOMY Internationalグループにおいては、農耕車両玩具のコレクターズ商品などが堅調に推移するとともに、日本開発商品である「Printoss（プリントス）、海外商品名：KiiPix」を欧米豪で展開し好評を得ました。一方、キャラクター玩具の販売が減少したことなどから、売上高および利益は減少いたしました。

<セグメント別業績の概況>

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	177,366	176,853	△512	△0.3
日本	145,854	148,732	2,877	2.0
アメリカズ	23,415	17,998	△5,417	△23.1
欧州	7,322	5,325	△1,996	△27.3
オセアニア	2,067	1,783	△284	△13.8
アジア	53,542	54,033	490	0.9
消去または全社	△54,836	△51,018	3,817	-
営業利益または営業損失(△)	13,199	14,407	1,207	9.2
日本	14,255	16,734	2,478	17.4
アメリカズ	236	△81	△317	-
欧州	△239	△659	△419	-
オセアニア	△240	△21	218	-
アジア	800	903	103	13.0
消去または全社	△1,612	△2,468	△855	-

<日本>

2019年に60周年を迎えた定番商品「プラレール」は、テレビアニメ「新幹線変形ロボ シンカリオン」関連商品を本格展開し、販売が好調に推移いたしました。本年2月には、「両国 プラレール駅」を期間限定で開設し、3月からは京都鉄道博物館とのコラボレーションイベントがはじまるなど様々な60周年企画をスタートさせ、話題を呼びました。また、「リカちゃん」は、ヘアアレンジが楽しめるドール「アクアカールみさきちゃん」などのビューティーシリーズや着せ替えドレスの販売が好調に推移するなど、50周年企画を終えた今期も引き続き人気を集めました。「トミカ」はリアルなエンジン音とアイドリング振動を体感できる新しいギミックを取り入れた「トミカ4D」が話題になるとともに、赤外線通信で基地がオート変形する「変形ファイヤーステーション」が好評を博すなど、堅調に推移いたしました。

次世代ベーゴマ「パイブレードバースト」は、昨年11月にフランスで世界大会を開催するなど海外でも人気を博しており、日本からの輸出を大きく伸ばしました。また、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」は、カード内容を見直すなど商品力を強化したことに加え、本年3月に日本一決定戦

を実施するなど日本全国で様々な大会を開催したことも奏功し好評を博しました。さらに、恐竜や動物をモチーフにした自社コンテンツ「ゾイドワイルド」においては昨年6月に関連商品を発売し、7月にテレビアニメ放送をスタートさせるとともに、本年1月にはアミューズメント筐体を展開、2月にはゲームソフトを販売するなど、コンテンツ展開を積極的に進めました。

ガールズ商品では、フォトジェニックなサプライズドール「L.O.L. サプライズ！」が昨年7月の発売以来、続々とシリーズ商品を展開し、サプライズトイカテゴリーの大ヒット商品となりました。女兒向け特撮テレビシリーズでは、第2弾となる「魔法×戦士 マジマジョピュアーズ！」を展開し、テレビ放送などによるキャラクター浸透度の上昇により、関連商品の販売が好調に推移いたしました。また、キャラクター人気の高い「すみっこぐらし」においては、小学生女兒を中心に関連商品が好評を得ました。

㈱タカラトミーアーツにおいては、アミューズメントマシン「ポケモンガオーレ」に加えて、「新幹線変形ロボ シンカリオン」「キラッとプリ☆チャン」「イナズマイレブン」「ゾイドワイルド」それぞれのアミューズメントマシン展開がはじまりラインナップが拡充するとともに、OEM製品の出荷が伸びました。

以上により、売上高は148,732百万円（前期比2.0%増）となり、営業利益は16,734百万円（同17.4%増）と大幅な増加となりました。

<アメリカズ>

農耕車両玩具は、モデルとなるトラクターの100周年記念商品などコレクション商品の投入もあり、販売が堅調に推移いたしました。また、スマホの写真を手軽にプリントできるプリンターとして人気の日本開発商品「Printoss（プリントス）、海外商品名：KiiPix」をアメリカ・カナダ・メキシコなどで展開し好評を得ました。売上高は、キャラクター玩具の販売が減少したことに加え一部ベビー商品の不振により、17,998百万円（前期比23.1%減）、営業損失は81百万円（前期営業利益236百万円）となりました。

<欧州>

農耕車両玩具やベビー用品が堅調に推移するとともに、「Printoss（プリントス）、海外商品名：KiiPix」は、イギリス・フランス・ドイツをはじめ8か国で商品展開し人気を集めました。一方、キャラクター玩具の販売が減少したことにより、売上高は5,325百万円（前期比27.3%減）となりました。また、一部商品の値引き販売による売上総利益の減少などにより、営業損失は659百万円（前期営業損失239百万円）となりました。

<オセアニア>

オセアニアにおいては、100周年記念商品の投入もあり、農耕車両玩具の販売が好調に推移いたしました。「Printoss (プリントス)、海外商品名：KiiPix」を展開し評価を得たものの、キャラクター玩具の販売が減少したことから、売上高1,783百万円（前期比13.8%減）となりました。営業損失は在庫評価減の減少により、21百万円（前期営業損失240百万円）となりました。

<アジア>

次世代ベゴマ「バイブレードバースト」は、アジアの10の国と地域でテレビアニメが放送されており、昨年9月にはアジア限定商品を新たに発売いたしました。また、韓国では学習塾を展開する企業とのイベントタイアップ、香港では小学校とのコラボレーションなど、様々なマーケティング施策に取り組み、販売が伸びました。「トミカ」では、10月より台湾、香港、シンガポールにおいて、リアルなエンジン音とアイドリング振動ギミックが付いた「トミカ4D」の販売告知イベントを実施するとともに、11月には韓国のモーターショーに出展するなど、ブランド力の強化に努めました。「プラレール」においては韓国を中心に「トーマス」関連商品を販売し評価を得ました。台湾、香港、タイ、ベトナムで展開中の「リカちゃん」は、昨年9月に中国での販売を開始いたしました。また、欧米でも展開している「Printoss (プリントス)、海外商品名：KiiPix」を中国、韓国などにおいて販売を開始いたしました。

また、アジアにおいては自社コンテンツの展開を積極的に推進し、女兒向け特撮シリーズ「アイドル×戦士 ミラクルちゅーんず!」、テレビアニメ「トミカハイパーレスキュー ドライブヘッド 機動救急警察」をテレビ放送いたしました。さらに、これらに加えて「ゾイドワイルド」を昨年10月から韓国、11月香港およびタイ、12月台湾、そして本年3月にはフィリピンおよびベトナムにてテレビアニメ放送をスタートさせるとともに、映像展開と前後して玩具も市場投入いたしました。また、「新幹線変形ロボ シンカリオン」においては昨年11月に香港にてテレビアニメ放送と玩具販売も開始し、好評を博しております。売上高は、生産子会社であるTOMY (Hong Kong) Ltd.における欧米向け出荷が減少したものの、54,033百万円（前期比0.9%増）、営業利益は903百万円（同13.0%増）となりました。

- (2) **設備投資の状況**
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は63億円です。
その主なものは、金型の取得に34億円、アミューズメント機器の取得に16億円投資しております。
- (3) **資金調達の状況**
当連結会計年度中に、取引銀行引受の社債償還資金として、金融機関より長期借入金100億円の資金調達を行いました。
- (4) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。
- (5) **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- (6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- (7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 65 期 2016年3月期	第 66 期 2017年3月期	第 67 期 2018年3月期	第 68 期 2019年3月期
売 上 高(百万円)	163,067	167,661	177,366	176,853
経 常 利 益(百万円)	1,459	7,823	12,420	14,303
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(百万円) 当期純損失(△)	△6,703	5,372	7,962	9,302
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△78円74銭	61円88銭	84円74銭	97円85銭
総 資 産(百万円)	145,652	157,693	139,456	143,364
純 資 産(百万円)	37,824	51,611	56,322	67,315

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用し、前連結会計年度については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	100.0%	カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売
株式会社トミーテック	100百万円	100.0	鉄道模型等の企画製造販売
株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	100.0	玩具等の卸販売・ロジスティクス
株式会社キデイランド	100百万円	92.6	玩具雑貨等の販売
TOMY Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY International, Inc.	—	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY (Hong Kong) Ltd.	10千香港ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の製造

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定しております。

(10) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向けて、中核の玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し真のグローバル企業への変革を図ってまいります。

また、2019年3月期より「新たな成長へ、挑戦」を掲げ、中期経営計画をスタートさせ、次の事業戦略を推進しております。

- ① 自社オリジナルグローバルブランド戦略の推進
- ② 日本、アジア オリジナルブランドの創出
- ③ カテゴリーNo.1 戦略
- ④ ハイターゲットおよび高齢者向けビジネスの拡大
- ⑤ アジア市場の拡大
- ⑥ 欧米の完全立て直し

これらを推進することで確実にベースプランを実行し、2021年3月期において「売上高1,900億円、営業利益140億円」の達成を目指しておりましたが、中期経営計画をスタートさせた初年度2019年3月期において日本およびアジア事業が順調に進捗したことに加え、2020年3月期内には収益性の高いデジタル事業の本格展開なども見込んでいることから、営業利益目標を160億円で修正いたします。

当社グループの中長期の重点課題とその対応策等は次のとおりであります。

(1) 中核玩具事業の強化

安定的に利益を創出する「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」など当社グループが育ててきた自社ブランドの強化を図るとともに、世界に通用するコンテンツの育成・開発を進めてまいります。テレビアニメなど、新たな自社キャラクターコンテンツの創出を強化してまいります。また、ネット通販需要の盛り上がりとともに、市場が急成長しているeコマースやコンビニエンスストアなど玩具と消費者の接点を拡大すべく従来の流通と異なる販路に対し、それぞれの市場や売場に合った商品開発、マーケティング戦略を進めてまいります。さらに、コスト構造を見直し、固定費圧縮により損益分岐点比率を低減させ、収益基盤の強化を図ってまいります。生産調達部門では、中国偏重の生産体制からベトナムなどへの生産シフトを進め、コスト競争力の強化及び商品の安全性と品質管理の徹底を進めてまいります。

(2) グローバル展開の推進

海外市場におきましては、本社主導によるアメリカズ（北米・中南米）、欧州、オセアニアを直接経営管理する体制のもと、TOMY International グループにおいては事業の集中と選択を行い、そして、ビジネスの成長に向けて新規商品の投入とコアブランドの強化を進めてまいります。新規商品としては、日本でヒットしたもののローカライズを進めるとともに、日本開発商品などの導入を図ります。また、コアブランドの強化については、玩具やベビー事業を中心に経営資源を投下し、新製品を市場投入してまいります。これらにより安定的なビジネス基盤を構築するとともに、成長率の高い海外市場への展開を推進してまいります。アジア地域におきましては、中国、韓国、香港、台湾などを中心に安定的に収益を確保できる定番商品や人気のキャラクター関連商品を展開するとともに、売場の拡大やイベントの開催などのマーケティング強化を行うなど、成長市場での事業拡大を図ってまいります。

(3) 玩具周辺事業の拡大

日本およびアジア地域を中心に、当社グループの総合力を最大限発揮し、玩具を中心にブランドやキャラクターを活かした玩具周辺事業を拡大させてまいります。また、ソーシャルゲーム等の拡大による一般玩具市場の競争環境の変化を鑑み、スマホアプリ事業の強化を推進してまいります。

(4) 財務基盤の強化

グローバル競争での勝ち残り戦略実現のため、買収により増加した有利子負債の圧縮、内部留保蓄積による自己資本の拡充、リスクマネジメントの徹底を含む財務戦略を強力に推進し、リスクに耐えうる強固な財務基盤を構築してまいります。

(5) 新たな企業風土の醸成と人財育成、働きやすい職場づくり

時代のニーズを先取りする創造性と遊び心に富んだ人財や次世代を担うグローバル人財の採用・育成・最適配置・評価により、「真のグローバル企業」に相応しい企業風土の醸成を図ってまいります。また、個人および組織が最大限の付加価値を生み出すために、働き方の改革とワークライフバランスの実現に積極的に取り組んでまいります。

(6) 内部統制強化とCSR推進

内部統制システムの継続的な改善を行い、コーポレートガバナンス強化、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。また、創業理念を基にしたCSR方針「私たちは、生業である“おもちゃ”を通じて広く社会に貢献してまいります。」のもと、事業を通じたCSR活動を推進しています。CSRのあるべき姿を「世界中の子どもたちと友だちになる」と掲げ、その実現のためのアプローチをまとめた“タカラトミーグループCSRの骨子”を策定し、2019年3月期からは重要課題（マテリアリティ）の特定とロードマップの作成に取り掛かっております。

当社グループCSRの詳細はアニュアルレポート（冊子及びWEB）およびCSRサイト（<https://www.takaratomy.co.jp/company/csr/>）にて情報発信しています。

(11) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業	事業内容
玩具事業	玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等
玩具周辺事業	カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等

(12) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

当 社	所 在 地
本 社	東京都葛飾区
青戸オフィス	東京都葛飾区
子 会 社	所 在 地
株式会社タカラトミーアーツ	東京都葛飾区
株式会社トミーテック	栃木県下都賀郡壬生町
株式会社タカラトミーマーケティング	東京都葛飾区
株式会社キデイランド	東京都千代田区
TOMY Holdings, Inc.	米国イリノイ州オークブルック市
TOMY International, Inc.	米国アイオワ州ダイアースビル市
TOMY (Hong Kong) Ltd.	中国香港カオルン地区

(13) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

地域セグメント	使用人数		前連結会計年度末比増減	
日本	1,025名	(1,495名)	18名増	(37名増)
アメリカズ	201名	(89名)	11名減	(12名減)
欧州	89名	(14名)	1名増	(5名増)
オセアニア	11名	(16名)	－	(4名減)
アジア	1,266名	(23名)	463名増	(34名減)
報告セグメント計	2,592名	(1,637名)	471名増	(8名減)
全社（共通）	73名	(13名)	5名減	(4名増)
合計	2,665名	(1,650名)	466名増	(4名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものです。
3. 使用人数が前連結会計年度と比べて466名増加しましたのは、主にTOMY (Thailand) Ltd.において生産量の増加に伴う増員があったことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
509 (129) 名	5名増 (26名増)	41.5歳	9年1ヵ月

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	16,760
株式会社みずほ銀行	14,284

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2019年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 384,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 96,290,850株 |
| (3) 株主数 | 111,561名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
司 不 動 産 株 式 会 社	7,565,312株	7.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,674,000	4.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,190,500	4.40
富 山 幹 太 郎	2,707,855	2.84
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385576 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,032,400	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,642,100	1.72
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,627,200	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,539,400	1.62
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,444,961	1.52
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会 社)	1,347,600	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,051,473株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2019年3月31日現在)

発行決議日	1個当たりの発行価額	1株当たりの行使価額	権利行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	目的となる株式の種類及び数
2015年9月15日 (株式報酬型ストックオプション)	55,300円 (注) 1.	1円	2015年10月2日 ~2045年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 106個	当社普通株式 10,600株
2016年8月9日 (株式報酬型ストックオプション)	101,400円 (注) 1.	1円	2016年10月4日 ~2046年10月3日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 74個	当社普通株式 7,400株
2017年8月8日 (株式報酬型ストックオプション)	153,000円 (注) 1.	1円	2017年10月3日 ~2047年10月2日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 2名 48個	当社普通株式 4,800株
2018年8月7日 (株式報酬型ストックオプション)	111,700円 (注) 1.	1円	2018年10月2日 ~2048年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 3名 252個	当社普通株式 25,200株

- (注) 1. 権利付与対象者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されます。
2. (1) 権利付与対象者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができません。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。
- (3) 権利付与対象者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
- (4) その他、新株予約権の行使の条件は、当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	1個当たりの発行価額	1株当たりの行使価額	権利行使期間	新株予約権の行使の条件	使用人等への交付状況	目的となる株式の種類及び数
2018年8月7日 (通常型ストックオプション)	無償	1,172円	2020年10月2日 ~2022年9月30日 (注) 1.	(注) 2.	当社使用人 133名 2,335個 子会社の役員及び使用人 133名 2,060個	当社普通株式 439,500株

(注) 1. 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。

2021年9月30日まで50%

2022年9月30日まで100%

2. 権利付与対象者が、当社・子会社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該新株予約権は当社に返還されたものとみなします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が特別に認めた場合はこの限りではありません。

その他の条件については当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	富 山 幹 太 郎	CEO
代表取締役社長	小 島 一 洋	COO
専務取締役	鴻 巣 崇	取締役副社長
取 締 役	沓 澤 浩 也	CF O
取 締 役	宮 城 覚 映	
取 締 役	水 戸 重 之	TMI総合法律事務所パートナー 弁護士 株式会社プロックリー社外監査 役 株式会社湘南ベルマーレ取締役 吉本興業株式会社社外取締役 株式会社フェイス社外取締役
取 締 役	三 村 ま り 子	西村あさひ法律事務所オブカウンセル
常 勤 監 査 役	松 木 元	
監 査 役	梅 田 常 和	公認会計士梅田会計事務所所長 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締 役監査等委員 株式会社ハーバー研究所社外取締役 監査等委員 澤田ホールディングス株式会社 社外監査役
監 査 役	吉 成 外 史	あかつき総合法律事務所所長 株式会社フーマイスターエレクト ロニクス社外監査役 株式会社バリューHR社外取締 役監査等委員 アドソル日進株式会社社外監査役
監 査 役	渡 邊 浩 一 郎	渡邊浩一郎公認会計事務所所長 UiPath株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役宮城覚映氏、取締役水戸重之氏、三村まり子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役松木元氏、監査役梅田常和氏、監査役渡邊浩一郎氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役松木元氏は、株式会社タカラトミーアーツの取締役管理本部長として2012年6月から2018年6月まで、通算6年にわたり決算手続および財務諸表の作成等に従事してりました。
 ・監査役梅田常和氏は、公認会計士の資格を有しております。
 ・監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しております。
 4. 当社は取締役宮城覚映氏、取締役水戸重之氏、取締役三村まり子氏、監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当社の取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	ストック オプション	業績連動型報酬	
取締役 (うち社外取締役)	257 (31)	144 (24)	10 (-)	101 (6)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	54 (33)	41 (26)	0 (-)	11 (6)	6名 (4名)
合計 (うち社外役員)	311 (64)	186 (50)	11 (-)	113 (13)	13名 (7名)

- (注) 1. 当事業年度末現在の監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。上記員数と相違しておりますのは、当事業年度中に退任した監査役2名(うち社外監査役1名)が含まれているためであります。
2. 株主総会の決議(2006年6月27日開催第55回定時株主総会)による取締役報酬額(定額報酬)は年額400百万円以内、また監査役報酬額(定額報酬)は年額70百万円以内であります。
3. 株主総会の決議(2015年6月24日開催第64回定時株主総会)によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役(社外取締役を除く)について年額200百万円以内であります。
4. 上記のほか、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会決議に基づき、当事業年度中に退任した監査役2名に対し0百万円(うち社外監査役1名に対し0百万円)の役員退職慰労金を支給しております。(当該役員退職慰労金は、過年度の事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として、監査役の報酬等の総額に含めたものであります。)

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役三村まり子氏は、西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・監査役梅田常和氏は、公認会計士梅田会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

- ・ 監査役渡邊浩一郎氏は、渡邊浩一郎公認会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役水戸重之氏は、株式会社湘南ベルマーレの取締役、吉本興業株式会社、株式会社フェイスの社外取締役であり、株式会社ブロッコリーの社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役梅田常和氏は、澤田ホールディングス株式会社の社外監査役であり、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社ハーバー研究所の社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役吉成外史氏は、株式会社フーマイスターエレクトロニクス、アドソル日進株式会社の社外監査役であり、株式会社バリューHRの社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役渡邊浩一郎氏は、UiPath株式会社の社外監査役であります。当社と兼任先の間には特別な関係はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係について該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役宮城覚映	18回	100%	－	－
取締役水戸重之	15	83	－	－
取締役三村まり子	13	100	－	－
監査役梅田常和	18	100	13回	100%
監査役吉成外史	18	100	13	100
監査役渡邊浩一郎	13	100	9	100

(注)取締役三村まり子氏、および監査役渡邊浩一郎氏は、2018年6月27日開催の第67回定時株主総会にて選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

2名就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会は9回であります。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役宮城覚映氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を生かして経営に関する発言及び助言を積極的に行っております。
- ・取締役水戸重之氏は、主に知的財産が専門の弁護士として業務提携等について、積極的発言を行っております。
- ・取締役三村まり子氏は、弁護士および、企業経営者としての経験・見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的発言を行っております。
- ・監査役梅田常和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言および監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役吉成外史氏は、主に弁護士としての会社法的視点から適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言および監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言および監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に基 づく報酬
提出会社	99百万円	－百万円
連結子会社	－	－

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会では会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

<p>業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の基本方針 (会社法第362条第4項第6号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】 当社は、ステークホルダーの信頼に応え、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コーポレートガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めております。</p>
<p>1. コンプライアンス体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、全役職員に周知徹底させております。</p> <p>②コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実、徹底を図るため、代表取締役を委員長とし社外取締役・監査役などで構成される「リスク/コンプライアンス委員会」を設置して、リスク/コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する体制を採っております。</p> <p>③代表取締役の直轄組織である「内部統制・監査部」が、当社およびグループのコンプライアンスの状況を監査し、随時、代表取締役及び監査役に報告しております。</p> <p>④社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等には毅然とした態度で組織的に対応いたします。</p> <p>⑤取締役会は、当社株式の大規模買付行為等の有事に際し、社外取締役・社外監査役で構成される「特別委員会」を設置し、同委員会が行う買付内容の評価・検討、買付者に対する対抗措置発動の要否等を含む勧告を最大限尊重して、対応方針を決定するものとしております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、タカラトミーグループ役職員への周知徹底のために携帯用カードを配布しています。「タカラトミーグループ行動基準」および「COBC (Code of Business Conduct)」の理解を目的として、タカラトミーグループ役職員に対してeラーニングを実施しています。本研修を受講し、本行動基準及びCOBCへの遵守の宣誓を行った後に、受講者に対して修了証を授与しています。また、毎年、全役職員が、コンプライアンス遵守の重要性を再認識するために、「コンプライアンスを考える日」を開催しています。さらに、コンプライアンスの更なる意識向上と遵守徹底のため、当社およびグループよりコンプライアンスリーダーを選出し、コンプライアンス啓蒙のための活動を行う、「コンプライアンスリーダー制度」を導入しています。</p>

	<p>その他に、コンプライアンス意識の醸成および知識の向上を目的として次のような研修を実施しています。</p> <p>a.コンプライアンスリーダー向けに、弁護士や公認会計士等の専門家を講師に迎え「コンプライアンスリーダー研修」を実施</p> <p>b.国内全役職員向けに定期的にコンプライアンス研修を実施</p> <p>c.国内全役職員向けにコンプライアンスに関するメールマガジンを配信し、他社での違反事例や話題となった事例を提供</p>
<p>2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①「リスク／コンプライアンス委員会」および「内部統制・監査部」により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築しております。</p> <p>②不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものといたします。</p> <p>③製品の安全性に関しては、「安全品質統括部」を中心に、安心できる優良な商品を提供するプロセスの強化に取り組んでおります。</p> <p>④環境問題に関しては、「連結総務人事室」を中心に対応しております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①リスク管理については、社会の変化および法令の改正に併せて必要に応じて規程および方針を変更及び制定しています。また、事業を継続させるために、震災等の不測の事態に備え定期的に防災訓練を実施しています。</p> <p>②製品の安全性に関して、安全品質統括部により商品の法規制、業界で定めたST（セーフティイ）基準だけでなく、当社基準に基づき、企画から出荷のあらゆる工程において、厳格に審査を実施し、より安心な商品が提供できる体制を構築しています。また、毎年、「安全の日」を開催し、商品の安全性の再認識と意識向上を図っています。</p> <p>③内部通報規程に基づき、当社、グループ会社の内部通報窓口および弁護士事務所による外部窓口を設置するとともに多言語に対応したWEB窓口を設置しております。また、毎年、全従業員に内部通報制度を周知して、制度の徹底を図っております。</p>

<p>3. 効率的な職務執行体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①毎月1回の定例「取締役会」および適宜「臨時取締役会」を開催し、グループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定および業務執行の監督等を行っております。</p> <p>②グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため「常務会」を原則月1回以上開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っております。常務会の決定事項は、取締役会に必要に応じて報告される体制をとっております。</p> <p>③取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」および「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任および報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。</p> <p>④社外取締役・監査役などで構成される、代表取締役の諮問機関としての「アドバイザリーコミティ」および、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミティ」を設置して、当社およびグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。</p> <p>⑤代表取締役の諮問機関として、常勤取締役で構成される「執行役員評価委員会」を設置して、当社執行役員の評価等に関する幅広い助言を求めています。</p> <p>⑥「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループ及び各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っております。</p> <p>⑦「中期経営方針」を策定し、中期的な基本戦略、経営目標を明確化するとともに、各年度毎の「利益計画」に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。</p>
	<p>【運用状況の概要】</p> <p>①取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則毎月開催しているほか、適宜臨時にて開催しております。また、取締役会および代表取締役の諮問機関である各種委員会についても定期的に開催し、その結果を取締役会、もしくは代表取締役に随時報告しています。</p> <p>また、取締役会全体の実効性評価について、取締役会の構成メンバーにより年1回以上の自己評価を行い、取締役会の実効性を高めるための改善につなげています。</p> <p>②取締役会から常務会および執行役員への権限を明確に割り当てることにより、グループ会社の経営の全般的執行および業務執行についての意思決定が迅速に行われています。</p>

<p>4. 情報の保存及び管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。</p> <p>②情報の管理に関しては、「情報セキュリティ基本規程」を定め、個人情報を含む情報資産を確実に保護するための対策を講じております。</p> <p>③ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示と経営の透明性の更なる追求を図っております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①取締役の職務執行について、株主総会および取締役会の議事録に記録し、法令および社内規程に基づき管理・保存をしています。</p>
<p>5. グループ管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①主要なグループの非常勤取締役または非常勤監査役に、原則として当社役員または従業員が1名以上就任し、各社の業務執行の適正性を監視・監督しつつ、グループ全体でのリスク管理及びコンプライアンス体制強化を図っております。</p> <p>②グループ管理体制については、グループ管理の担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性、状況に応じて必要な管理・指導を行っております。</p> <p>③コンプライアンス・リスク管理・情報管理等に関しては、グループ共通の関連諸規程を整備するとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」および「内部統制・監査部」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、全社的視点からのリスクマネジメント体制の確立を図っております。</p> <p>④各グループは、毎月1回定例で開催される「グループ月次報告会」にて利益計画の進捗等の報告を行っております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①グループ会社の事業運営に関する重要事項については、管掌部門および経営企画部門が協議をした上で、当社に事前承認を得る手続きを行っています。</p> <p>②当社およびグループ会社はリスク調査を実施し、そのリスクの特性に応じて対応策を検討しています。リスク/コンプライアンス委員会は全社横断的に対応すべきリスクを定め、当社内部統制部門と当該リスクの管理部門と連携して、対応策を協議しています。</p> <p>③内部監査部門は、リスクアプローチの観点にて内部監査を実施しています。また、グループ会社の監査役は会計および業務監査を実施し、法令・定款の遵守に対する施策の実施状況を監査しています。</p>

<p>6. 財務報告の信頼性を確保するための体制</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、関連諸規程の整備や金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出のために必要な内部統制システムを構築しております。</p> <p>②内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保しております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、当該システムが適正に機能することを継続的に評価しております。内部統制上何らかの問題点が発見された場合には、原因に応じて必要な是正措置を都度行っております。</p>
<p>7. 監査役監査体制 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>(1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>①監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる体制を採っております。</p> <p>②監査役（会）は、会計監査人および内部統制・監査部並びにグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しております。</p> <p>(2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>①当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等については、事業年度ごとに一定額の予算を設けております。また、監査役は、職務の執行に必要な費用を、会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行っております。また、監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとしております。</p> <p>(3) 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>①監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとしております。</p> <p>②監査役会の職務を補助する従業員の任命・異動等人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該従業員の取締役からの独立性を確保いたします。</p>

	<p>(4) 取締役・従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>①当社及びグループの取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものいたします。</p> <p>②監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるものとしております。</p> <p>③監査役への報告を行った当社及びグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループの役職員に対して周知徹底しております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①当社監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席し、事業遂行及び財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるとともに活発な意見交換をしております。</p> <p>②当社監査役は各種委員会に適宜参加しており、情報共有を行うとともに意見交換を積極的に行っております。</p> <p>③当社監査役会は、会計監査人、内部統制・監査部及びグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報の共有をし、連携してグループ内部統制の状況を監視しています。</p> <p>④当社の監査役会は当該監査役会メンバーとグループ会社の監査役を構成メンバーとしたグループ監査役会を開催し、監査上の重要課題等について意見・情報共有をし、当社グループ全体の監査の充実を図っています。</p> <p>⑤当社は監査役の職務を専任で補助する従業員を1名置いております。</p>
--	---

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。おかげさまでお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」など多数の商品が世代間を超えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれております。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
こどもたちの『夢』の実現のために
わたしたちの『夢』の実現のために
株主の『夢』の実現のために
パートナーの『夢』の実現のために
社会の『夢』の実現のために
わたしたちは新しい遊びの価値を創造します」

「すべての『夢』の実現のため」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものと考えております。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素を鑑みて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

①中長期的な会社の経営戦略による企業価値の向上の取組み

当社グループは、企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向けて、中核の玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し真のグローバル企業への変革を図ってまいります。また、新たに策定した2021年3月期までの中期経営計画において、以下の事業戦略を推進しております。

- ① 自社オリジナルグローバルブランド戦略の推進
- ② 日本、アジア オリジナルブランドの創出
- ③ カテゴリーNo.1 戦略
- ④ ハイターゲット及び高齢者向けビジネスの拡大
- ⑤ アジア市場の拡大
- ⑥ 欧米の完全立て直し

②「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役7名のうち3名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では「常務会」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザー・コミッティー」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役及び監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社及び当社グループの内部統制状況を監視しております。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、2016年6月24日開催の当社第65回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

- ①当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。
- ②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- ③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長60営業日以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。

⑥ 対抗措置を発動する場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

なお、本対応方針は、2019年6月21日開催予定の当社第68回定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了いたしますが、当社は2019年5月10日の取締役会において、当社第68回定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件に本対応方針を継続することを決議いたしました。

決議後の詳細につきましては、本招集通知4頁から26頁まで、または2019年5月10日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i) 株主及び投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii) 本対応方針による買収防衛策の導入及び継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効及び継続について株主の皆様のご意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様のご意思に係らしめられていること、(iii) 本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役及び社外監査役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv) 特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様のご意思が反映され得ること、(v) 合理的な客

観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	94,115	流 動 負 債	59,319
現金及び預金	53,919	支払手形及び買掛金	9,490
受取手形及び売掛金	20,342	短期借入金	7,250
商品及び製品	12,487	1年内返済予定の長期借入金	19,285
仕掛品	476	リース債務	2,851
原材料及び貯蔵品	1,175	未払金	8,221
その他	5,901	未払費用	7,930
貸倒引当金	△187	未払法人税等	3,030
固 定 資 産	49,249	返品調整引当金	272
有形固定資産	14,349	役員賞与引当金	160
建物及び構築物	4,144	その他の	824
機械装置及び運搬具	666	固 定 負 債	16,730
工具、器具及び備品	1,439	長期借入金	8,929
土地	3,905	リース債務	1,386
リース資産	3,919	繰延税金負債	1,056
建設仮勘定	275	再評価に係る繰延税金負債	472
無形固定資産	27,698	退職給付に係る負債	2,754
のれん	17,373	役員退職慰労引当金	140
商標利用権	5,397	製品自主回収引当金	381
その他	4,926	その他の	1,610
投資その他の資産	7,202	負 債 合 計	76,049
投資有価証券	3,245	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	1,710	株 主 資 本	55,743
その他	2,611	資本金	3,459
貸倒引当金	△364	資本剰余金	9,152
資 産 合 計	143,364	利益剰余金	43,818
		自己株式	△687
		その他の包括利益累計額	10,949
		その他有価証券評価差額金	1,179
		繰延ヘッジ損益	434
		土地再評価差額金	624
		為替換算調整勘定	9,505
		退職給付に係る調整累計額	△793
		新 株 予 約 権	211
		非支配株主持分	410
		純 資 産 合 計	67,315
		負 債 純 資 産 合 計	143,364

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	176,853
売上原価	103,375
売上総利益	73,478
販売費及び一般管理費	59,071
営業利益	14,407
営業外収益	527
受取利息及び配当金	237
受取賃貸	147
その他	142
営業外費用	631
支払利息	361
為替差損	27
その他	242
経常利益	14,303
特別利益	424
固定資産売却益	7
投資有価証券売却益	29
新株予約権戻入益	16
貸倒引当金戻入額	120
出資金売却益	164
製品自主回収引当金戻入額	83
その他	2
特別損失	943
減損損失	915
その他	27
税金等調整前当期純利益	13,784
法人税、住民税及び事業税	4,446
法人税等調整額	4
当期純利益	9,334
非支配株主に帰属する利益	31
親会社株主に帰属する利益	9,302
当期純利益	9,302

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,459	9,095	35,881	△1,271	47,165
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,326		△1,326
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,302		9,302
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		48		585	634
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		8			8
土地再評価差額金の取崩			△38		△38
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	56	7,936	583	8,577
当連結会計年度末残高	3,459	9,152	43,818	△687	55,743

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 上 償 却 損 益	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 差 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	1,083	△140	585	7,727	△664	8,591	175	389	56,322	
当連結会計年度変動額										
剰 余 金 の 配 当									△1,326	
親会社株主に帰属する 当期純利益									9,302	
自己株式の取得									△1	
自己株式の処分									634	
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									8	
土地再評価差額金の取崩									△38	
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)	96	574	38	1,777	△129	2,357	36	20	2,415	
当連結会計年度変動額合計	96	574	38	1,777	△129	2,357	36	20	10,992	
当連結会計年度末残高	1,179	434	624	9,505	△793	10,949	211	410	67,315	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	46,367	流動負債	37,592
現金及び預金	26,012	支払手形	279
売掛金	12,292	買掛金	3,734
商品及び製品	3,382	短期借入金	2,216
原材料及び貯蔵品	601	1年内返済予定の長期借入金	19,285
前渡金	397	リース負債	1,695
前払費用	872	未払金	5,562
短期貸付金	1,332	未払費用	2,374
未収入金	479	払法人税等	1,965
その他の金	1,011	役員賞与引当金	113
貸倒引当金	△14	その他の引当金	365
固定資産	48,854	固定負債	14,850
有形固定資産	8,738	長期借入金	8,929
建物	2,691	リース負債	673
構築物	45	再評価に係る繰延税金負債	472
機械及び装置	44	退職給付引当金	774
車両運搬具	0	債務保証損失引当金	3,148
工具、器具及び備品	270	長期預り保証金	20
土地	3,337	資産除去債務	211
リース資産	2,347	製品自主回収引当金	381
建設仮勘定	1	その他の引当金	239
無形固定資産	628	負債合計	52,442
借地権	25	純資産の部	
ソフトウェア	339	株主資本	40,566
その他の無形資産	263	資本金	3,459
投資その他の資産	39,487	資本剰余金	9,500
投資有価証券	2,692	資本準備金	6,050
関係会社株式	32,734	その他資本剰余金	3,449
出資金	51	利益剰余金	28,293
長期貸付金	5,352	利益準備金	747
長期前払費用	89	その他利益剰余金	27,546
繰延税金資産	329	固定資産圧縮積立金	103
その他の金	148	国庫補助金圧縮積立金	0
貸倒引当金	△1,910	別途積立金	12,600
資産合計	95,222	繰越利益剰余金	14,843
		自己株式	△687
		評価・換算差額等	2,000
		その他有価証券評価差額金	1,104
		繰延ヘッジ損益	272
		土地再評価差額金	624
		新株予約権	211
		純資産合計	42,779
		負債純資産合計	95,222

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	90,403
売上原価	55,624
売上総利益	34,779
販売費及び一般管理費	25,706
営業利益	9,073
営業外収益	1,885
受取利息及び配当金	1,016
受取賃貸料	398
受取手数料	97
為替差益	307
その他	64
営業外費用	501
支払利息	209
社債利息	68
貸与資産経費	185
その他	38
経常利益	10,456
特別利益	240
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	29
新株予約権戻入益	16
債務保証損失引当金戻入額	107
製品自主回収引当金戻入額	83
特別損失	16,319
関係会社株式評価損	15,670
減損損失	90
貸倒引当金繰入額	551
その他	6
税引前当期純損失(△)	△5,622
法人税、住民税及び事業税	2,828
法人税等調整額	21
当期純損失(△)	△8,472

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金				自己株式		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金						
					固定資産 圧縮 積立金	国庫補助金 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	3,459	6,050	3,401	9,451	747	103	0	12,600	24,680	38,131	△1,271	49,771
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△0			0	—		—
剰 余 金 の 配 当									△1,326	△1,326		△1,326
当 期 純 損 失 (△)									△8,472	△8,472		△8,472
自 己 株 式 の 取 得											△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			48	48							585	634
土地再評価差額金の取崩									△38	△38		△38
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）												
当 期 変 動 額 合 計	—	—	48	48	—	△0	—	—	△9,836	△9,837	583	△9,204
当 期 末 残 高	3,459	6,050	3,449	9,500	747	103	0	12,600	14,843	28,293	△687	40,566

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,014	△160	585	1,440	175	51,386
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩						—
剰 余 金 の 配 当						△1,326
当 期 純 損 失 (△)						△8,472
自 己 株 式 の 取 得						△1
自 己 株 式 の 処 分						634
土地再評価差額金の取崩						△38
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	89	432	38	560	36	597
当 期 変 動 額 合 計	89	432	38	560	36	△8,607
当 期 末 残 高	1,104	272	624	2,000	211	42,779

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢嶋 泰久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢嶋 泰久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 必ずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社タカラトミー 監査役会

常勤監査役 松 木 元 ㊟

監査役(社外監査役) 梅 田 常 和 ㊟

監査役(社外監査役) 吉 成 外 史 ㊟

監査役(社外監査役) 渡 邊 浩 一 郎 ㊟

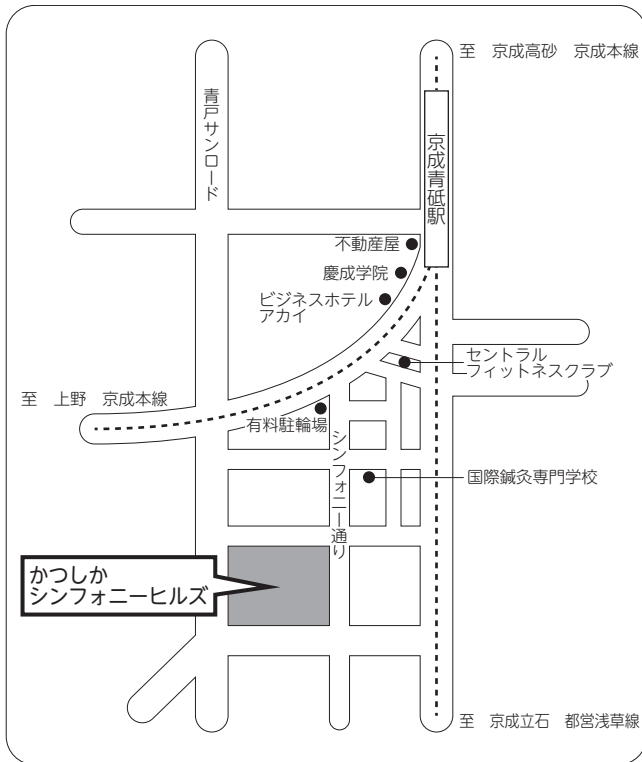
以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール
☎ 03 (5670) 2222



交通のご案内

徒歩●京成青砥駅下車徒歩約7分

バス●亀有駅から新小岩駅行約15分、新小岩駅から亀有駅行約20分文化会館かつしかシンフォニーヒルズ下車すぐ
(お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

